

平成22年4月1日

お客様各位

北郡信用組合

「住宅ローン及び事業資金融資の条件変更手数料」無料化の延長について

北郡信用組合（理事長 西塚 一彦）は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行に伴い、現在当組合ご融資をご利用のお客様からの返済条件見直し等に関するご相談については、きめ細かく対応できるように「金融円滑化ご相談窓口」を設置いたしております。

これまでより多くのご要望にお応えするため、住宅ローン及び事業資金融資の条件変更手数料を平成21年12月25日から平成22年3月31日までの間、無料とさせていただいておりましたが、実施期間を延長し平成22年9月30日までとさせていただきます。

当組合では、今後とも金融円滑化に積極的に取り組んでまいります。

記

1. 実施内容

(1) 対象者

昨今の経済環境の悪化に伴う雇用形態の変化や収入状況の変化を理由として、住宅ローンあるいは事業資金融資の返済条件変更等を希望されるお客様。

(2) 無料とする手数料

- ・住宅ローン条件変更手数料 5,250円
- ・事業資金融資条件変更手数料 3,150円

2. 実施期間

平成22年4月1日（木）～平成22年9月30日（木）

以上

本件に関するお問い合わせ先

融資部 経営支援課 担当：鈴木

TEL 0237-55-5694 FAX 0237-55-5582

E-Mail: shien@kitagunshinkumi.jp

※各営業店の設置窓口においてもお問い合わせに対応いたします。